規 約

IYASコミュニケーション フィールディングス

2003年07月15日 設 立 2005年08月17日 規約制定 2021年09月01日 改 訂

第1章 総 則

第1条 (名称) 本団体は、IYAS コミュニケーション フィールディングス (よみがな「いやすこみゅにけーしょんふぃーるでぃんぐす」、英文表記「IYAS Communication Fieldings」) と称し、IYAS 又は IYAS CF と略称する。

第2条 (組織種別) 本団体は、営利を目的とせず、法人格を有しない権利能力なき社団で、本規約第4条に定められた目的に 賛同した者の集まりであり、その権利能力は構成する個人の自然人としての能力に依存する。

第3条 (事務所) 本団体は、事務所を「(インターネット版では非公開)」に設置する。

第4条 (目的) 本団体は、コンピュータ及び電気通信の効率的な活用方法を調査研究し、健全な情報化社会の発展に寄与することを主な目的とする。

第5条 (活動) 本団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 コンピュータ及び電気通信に関する調査、研究、開発
- 2 書道に関する活動
- 3 その他、前条の活動を達成する為に必要な活動で、営利を目的としないもの

第2章 構成員及び役員

第6条 (構成員) 本規約を承認し、入会を認められた者を構成員とし、本団体の活動に従事することができる。

- 1 構成員資格の得喪、その他構成員に関する事項について、施行細則に委任することができる。
- 第7条 (役員) 構成員から本団体を統括代表する役員1名を定め、本団体を代表する。
 - 1 代表者職氏名 代表 湯浅 徹
 - 2 代表は、任期を定めず、総会の決議によりいつでも変更することができる。
 - 3 その他役員に関する事項について、施行細則に委任することができる。

第8条 (地位の承継) 代表が在任中に死去した場合、代表の相続人が本団体の構成員及び代表としての地位を承継し、規約上の権利義務を継承する。ただし、相続人が複数の場合は、相続人協議により代表者1名が承継する。

- 1 本条の目的を達するため、代表は相続人となる者のうち最低1名に対し、団体の概要及び資産や印章の管理方法などを定期的に報告し、円滑な承継手続が実施できるよう努めなければならない。
- 2 本条により地位を承継した者は、第12条2項により本団体を解散する場合を除き、承継のあった日から6か月以内に総会を招集し、新たな代表を選出しなければならない。

第3章 総 会

第9条 (総会) 代表は総会を随時、招集する権限を有する。構成員は随時、代表に対し理由を付して総会の招集を求めることができる。

- 1 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は8月に代表が招集する。構成員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。可否同数のときは代表の決するところによる。
- 2 総会は、構成員の過半数の同意がある場合、対面によらない方法(電子メール等)で実施することができる。ただし、議事の進行状況等により、構成員はいつでも対面による総会の招集を求めることができる。
- 3 その他総会に関する事項について、施行細則に委任することができる。

第4章 資産管理等

- 第10条 (資産の定義及び分配等) 本団体の資産は、会費(参加費)及び寄付金とし、代表が管理を行う。
- 1 構成員は、別に書面による覚書等の締結がある場合を除き、入会前、在籍中、脱会後に係わらず、いかなる資産等も分配(分割、移転、持分の請求や会費の返金など)を求めることはできない。
- 2 構成員は、代表の委任又は総会の決議によらず本団体の名義を用いて権利を主張し、又は義務を負うことはできない。
- 第11条 (印章の管理) 本団体が使用する印章は、団体印(角印)と代表印(丸印)とし、共に代表が管理を行う。

(以下次頁)

第5章 雜 則

- 第12条 (解散) 本団体は、総会の決議により解散することができる。
 - 1 代表は、総会により本団体が解散された場合、全ての構成員に対し、団体が解散された旨及び残余財産の処分について、総会での決議を書面で通知する義務を負う。
 - 2 代表は、現に構成員が存在しない (構成員が音信不通となって意思確認ができない者のみの場合も含む) 状態になったとき は、総会を招集することなく、解散を専決処分することができる。
 - 3 前項により専決処分した場合、残余財産は、第10条1項の規定により代表が随意に処分する。
 - 4 代表は、解散後も本団体の清算が完了するまでは引き続きその職責を負い、遅滞なく解散に伴い必要な手続等を行わなければならない。
- 第13条 (通知) 本規約に基づき、構成員等に発信した通知文書等が何らかの事由により不着となった場合でも、発信者に責めがなき場合は、通常到着すべき時期に到着したものとする。
- 第14条 (施行細則) 本規約には別途「施行細則」を定めることができ、内容は下記の基準とする。
 - 1 本規約から委任された事項について、詳細な内容を定めるもの
 - 2 軽微な事項
 - 3 施行細則の内容については、本規約や各種法規と矛盾しないように留意すること
 - 4 施行細則は、随時改訂することができる。ただし、改訂を行った場合は構成員に遅滞なく通知しなければならない
- 第15条 (改訂) 本規約の改訂は、総会の決議により行う。ただし、代表は事情により改訂を専決処分することができる。
 - 1 代表の専決処分によりなされた改訂に異議がある場合、構成員は改訂が通知された日から30日以内に、第9条により総会の招集を求めることができる。この規定は、第14条の施行細則が改訂された場合にも適用する。
 - 2 上記の「通知された日」は、第13条を準用する。
- 第16条 (準拠法及び締結地) 本規約は、日本国法によって、成立、解釈、契約、履行される。
 - 1 本規約が日本国の裁判において無効とされた場合、その条項は本規約から抹消されたものとする。ただし、全文無効とされた場合を除き、無効とされていない他の条項は引き続き効力を有するものとする。
 - 2 本規約は、日本国内で締結されたものとして扱う。構成員が国外から加入手続きを行った場合も、同様の扱いとする。
- 第17条 (紛争解決と管轄合意裁判所) 本規約に関し、紛争が発生した場合は、当事者双方は誠意をもって紛争解決に努める ものとする。仮に、当事者のみでは、紛争を解決できないと当事者どちらかが判断し、裁判所に対し起訴する場合は、代表の居住 する地域を管轄する裁判所を管轄合意裁判所とすることに同意する。

以上